仕 様 書

- 1. 件名 救急自動車の売払い
- 売払車両台数
 1台

3. 壳払車両情報

(1) 車両の規格

+161.00/0010	
自動車登録番号	和泉830 た 19
登録年月日/交付年月日	平成25年 5月29日
初度登録年月	平成20年 12月
自動車の種別	普通
用途	特殊
車体の形状	救急車
車名	トヨタ
形式	CBF-TRH226S
乗車定員	7人
車両重量	2,730kg
車両総重量	3, 1 1 5 kg
車台番号	TRH226-0005522
原動機の型式	2 T R
長さ	5 6 4 cm
幅	189cm
高さ	2 4 9 cm
総排気量	2.69L
燃料の種類	ガソリン
有効期間の満了する日	令和8年12月10日
走行距離	207,822km
(令和7年4月16日現在)	
MT車・AT車の別	AT車
	-

(2) 特記事項

- ア エンジン始動及び灯火類については、公告時点で正常確認しています。
- イ その他消耗品関係については、必ず正常に使用及び作動する保障はありません。
- ウ カーナビゲーションシステム、スタッドレスタイヤを装着しています。
- エ 売払車両には、経年の劣化による色あせ、錆の発生や使用による汚れ、傷、 へこみ等があるため、事前に確認することをおすすめします。
- オ 運転席、助手席、後部座席シートに破れがあります。(写真参照)

(3)注意事項

- ・車両写真の背景に写っている建物等は、対象外です。
- ・写真は当組合職員が撮影したものであり、実際の色合いと異なって見える場合 があります。

4. 売払車両の引取り

(1) 引取場所

大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地の20 泉州南広域消防本部

(2) 引取日時

引取期限内の平日とし、午前9時から12時又は午後1時から4時までの間で、買受者と当消防組合が協議の上決定する。

(3) 引取期限

令和7年6月30日

5. リサイクル料金

自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金については預託済みであることから、見積金額は、買受代金にリサイクル料を加算した額の記載とすること。

6. 契約金の納付

契約締結後、当消防組合の指定する口座に即納すること。なお、振込手数料については買受者の負担とする。

7. 契約保証金

売払代金を即納する場合免除とする。(泉州南消防組合契約規則第30条第5号)

8. 引渡条件等

- (1) 車両の引渡しは現状による引渡しとし、下見を行わなくとも見積書の提出はできるが、その場合は売払車両の状態について承諾したものとみなします。
- (2) 引渡し後の不調や故障及び車両(艤装を含む)に関する瑕疵等については一切保障しません。
- (3) 車両の引渡しは、買受者が車両の廃車又は名義変更を行い、車両の登録抹消又は移転登録等の写しを提出していただき、消防組合が確認した後となります。なお、諸手続きに関する費用は全て買受人の負担とします。
- (4) 買受者は、車両のサイレン装置、赤色灯及び消防章を、当消防組合から車両引渡し後15日以内に取り外すこと。また、取り外したサイレン装置等は適切に廃棄すること。(サイレンアンプは撤去した状態での引渡しとなります。)
- (5) 買受者は、売払車両の「泉州南消防組合」、「車両名」の文字を、当消防組合から車両引渡し後15日以内に塗りつぶし等により削除すること。文字がシールで貼付されているため、シールを剥がした後に文字が識別できる跡が残った場合は、その跡も塗りつぶし等により削除すること。

なお、塗りつぶし等により削除するまでの間は、テープを貼る等、文字が識別できない処置を講じること。

- (6) 車両の文字の削除を行った証明として、車両の前方、左右、後方及び上部の写真を車両引渡し後15日以内に当消防組合担当者に提出すること。
- (7) 契約の締結及び履行、その他引き取り等に関する全ての費用は買受者の負担とする。
- (8) 車両引取り後に受領書を提出すること。
- (9) 引き渡した車両は、いかなる理由があっても返品はできません。

7. その他

- (1) 搬送途上に事故等が発生した場合において当組合は一切責任を負わない。
- (2) 契約締結後に仕様書に定めの無い事項に疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとする。

8. 問合せ先

泉州南広域消防本部

総務部総務課 契約係

TEL: 072-462-1050